

○駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程

昭和54年10月15日

制定

改正 昭和55年4月1日

昭和60年4月1日

平成元年4月1日

平成14年4月1日

平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

平成30年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、駒澤大学の専任教員が、その専門分野において学問の進歩発展に寄与する高度な学術研究を行うにあたり、必要な費用を補助する等その研究及び出版の助成をすることを目的とし、それに関する事項を定める。

(委員会の構成等)

第2条 駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する制度を適切に運営するために、特別研究助成運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学部長等及び大学院法曹養成研究科長
- (2) 学部等及び法科大学院の教授会で選出された教授各1人
- (3) 学術研究推進部部長
- (4) 前各号に定める委員のほか、幹事若干人

3 委員会は、委員の互選により委員長1人を選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、これを統轄する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職上の委員の任期は、その在任期間とする。

(委員会の開催・審議事項)

第3条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行う。
- 4 委員会は、学長が決する次の事項について審議する。

- (1) 助成の採択及び助成金額に関する事項
- (2) 収支報告の審査に関する事項
- (3) 研究成果の公表に関する事項
- (4) 助成の取消し及び助成金の返還に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、助成の適正な運営のため必要な事項

(専門委員の意見聴取)

第4条 委員会は、助成の採択について、専門委員の意見を聴取することができる。

- 2 委員会は、研究課題について専門知識を有する専任教員に専門委員を委嘱することができる。

(助成の種類・金額)

第5条 この規程による助成は、研究助成及び出版助成の2種類とし、研究助成は、個人研究に対する助成と共同研究（第6条に定める専任教員による研究に限る）に対する助成とに分ける。

- 2 助成の種類と金額は、別表のとおりとする。
- 3 助成金の交付に関して必要事項は、別に定める。

(助成対象者)

第6条 この規程により助成を受けることのできる専任教員は、各学部等又は法科大学院の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、専任教員が助成を申請できるのは、本学に就任した年の翌年からとする。

(研究助成の申請等)

第7条 研究助成を受けようとする者は、所定の書面に研究の目的、計画及び予算等を明記した申請書類を当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長に提出しなければならない。

- 2 当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長は、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、委員会へ申請するものとする。
- 3 研究助成の採択順位については、特別研究助成に関する内規の定めるところによる。

(研究助成金の使途)

第8条 この規程により交付された研究助成金は、研究用の図書、資料及び器具備品（以下「図書等」という。）の購入のために使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究助成金は、研究上必要なときは、次に掲げるものに使用することができる。

(1) 消耗品の購入、謝金、印刷費及び文献複写費等で支払を証明できるもの

(2) 研究旅費及び通信運搬費等で支払を証明できるもの

(研究助成を受けた者の責務)

第9条 研究助成を受けた者は、研究の成果及び助成金の使途について当該年度末に委員会に対し文書をもって報告しなければならない。

2 研究助成を受けた者は、原則として研究終了後1年以内に研究成果を公表し、かつこれを委員会に提出しなければならない。

3 研究助成を受けた者は、研究終了後、文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金の申請に努めなければならない。

(研究助成金の返還等)

第10条 前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 委員会は、前項の規定に基づき、助成金の返還を命じられた者について、助成金が返還された年度の次の年度から少なくとも3年間は研究助成の申請を受理しないものとする。

(購入物件の帰属)

第11条 研究助成金により購入した図書等は、駒澤大学に帰属する。

2 前項の図書等のうち図書及び資料は、研究上必要なときに限り、専任教員として在職中はこれを保管することができる。

(事務所管)

第12条 委員会の事務所管は、学術研究推進部とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

1 この規程は、昭和54年10月15日から施行する。

2 この規程を実施するため、委員会は、必要な細則を設ける。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条第3項により、昭和54年10月15日施行の附則第2項は失効する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| 種類 | 総額 | 1件あたりの交付額 |
|--------|---------|---------------------|
| 個人研究助成 | 800万円 | 1件70万円を上限とする。 |
| 共同研究助成 | 800万円 | 1件200万円を上限とする。 |
| 出版助成 | 1,000万円 | 1件70万円以上100万円以内とする。 |

